委員質問 · 意見等

第129回定例会(3月5日)受付分

- 東京電力 に対する 質問
 - 1 過日、4号炉使用済燃料移動に従事する者の予測被曝線量が32mSvとの報道があった。従前の説明と相当の乖離があると思われる。また、地元で心配している人が多いので、再度、以前の説明と対比して説明してほしい。
 - 2 安田層(古安田層)に関して別紙1の質問をする。

第 129 回定例会後(3 月 18 日)受付分

● 東京電力、規制委員会 に対する 質問

別紙2参照。

2014.03.05

1. 北2測線の安田層(古安田層)上部のテフラに関する質問

東京電力は、しばしば敷地北部の大湊~西元寺・十日市の北2測線の断面図を示して説明している。

これらの図の標高 30m 付近で確認されたテフラに関して以下事項を質問する。

確認した図は、下表のとおり

(添付図参照)

年月日	資料番号	資料名称	頁	テフラ名称
2014.01.24	資料 1-1	敷地近傍及び敷地の地質・地質構造(概要)	20	白色ガラス質テフラ
2009.01.07	地小委 17-2	敷地及び敷地周辺の地質に関する補足説明	23	テフラ(ガラス質)
2008.12.02	地小委 15-2-2	敷地及び敷地周辺の地質に関する補足説明	13	結晶質テフラ
2008.07.29	地小委 9-2	敷地および敷地近傍の地殻変動に係る検討結果について	21	テフラ

いずれの図も、確認されたテフラを同一とみなして点線で結んでいると読み取れる。

同一とみなす理由は、テフラ中の火山ガラス等の屈折率や火山ガラスの主成分が同じとの理由と推測する。 発表毎に各ボーリングのほぼ同標高の位置に存在するテフラが、古い順に「テフラ」「結晶質テフラ」「テフラ (ガラス質)」「白色ガラス質テフラ」と名称が変わっている。

- Q1:標高30m付近で確認されたテフラは同一のものなのか。それとも名称が示すように別物なのか。
- Q2: 別物なら、それぞれのテフラを、別物として名称を変えている理由を、テフラ中の火山ガラス等の屈折率や 火山ガラスの主成分で示し、それぞれの名称決定理由を示されたい。
- Q3:同一のものを別名で示したのなら、テフラ中の火山ガラス等の屈折率や火山ガラスの主成分で示し、同一であるにもかかわらず、名称を変更した理由を示されたい。
- Q4::北2測線の標高30m付近で確認したテフラは敷地内や北2測線以外で確認したのか。確認したならその位置と確認標高を示されたい。既に公表しているなら、その所在場所を示されたい。
- 2. 東京電力が規制委の第72回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合に提出した「資料 1-1 柏崎刈羽原子力発電所 敷地近傍及び敷地の地質・地質構造(概要)」 20頁のボーリング調査結果①~①'断面に関する質問

断面図から、北2-④、北2-①の3本のボーリングで標高30m付近に白色ガラス質テフラが確認されたこと、確認された3点を点線で結んで表示していることが読み取れる。

点線の起点と終点は、確認孔と未確認の中間になると理解するが、東電の示す点線の起点(西から)は、

- ・北2-⑤と北2-④の中間点でなく、北2-⑤近くになっている。
- ・北2-③と北2-⑧の間では、谷埋堆積物中にまで点線が延びている。
- ・北2-⑦と北2-①の間では、谷埋堆積物境界から、地表まで点線が延びている。

しかし、点線の起点と終点を決めた理由が理解できないので以下事項を確認したい。

- Q1: 北2-⑤と北2-④の中間点でなく、北2-⑤近くを起点とした理由は何か。
- Q2: 北2-③と北2-⑧の間では、谷埋堆積物中にまで点線が延びているが、理由は何か。
- Q3: 北2-⑦と北2-①の間では、谷埋堆積物境界まで点線を表示した理由は何か。
- Q4: 北2-⑦の東側で地表まで点線を示したのは、地表部の露頭で確認したのか。
- Q5:点線の図示手法は誤りでないのか。誤りでないならその理由は何か。誤りなら訂正するのか。
- 3. 阿多鳥浜テフラの堆積ステージ及びに関する質問

東電は、2009.01.07の地小委17-2の「敷地及び敷地周辺の地質に関する補足説明」の27頁で<u>阿多鳥浜テフラはMIS7</u>の堆積物としている。最近になっては2014.01.24の第72回新規制基準適合性に係る審査会合に提出した「資料1-1 柏崎刈羽原子力発電所 敷地近傍及び敷地の地質・地質構造(概要)」 20頁で<u>阿多鳥浜テフラ</u>はMIS8としていると読み取れる。

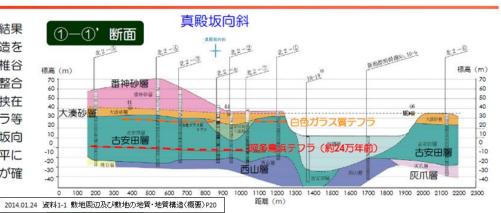
判断根拠は花粉や珪藻分析結果との主張だが、温暖期に寒冷種の花粉が多かったり、寒冷期の奇数ステージに厚い堆積があったとの主張は理解に苦しむ。また、広域火山灰による年代決定でなく寒冷・温暖のみで古安田層 (安田層)の年代を主張しているようであるが、その主張は仮説でしかないのではないのか。

よって、以下事項を質問する。

- Q1: 阿多鳥浜テフラの降下時期をMIS7からMIS8に古く変更して主張した理由は何か。
- Q2:阿多鳥浜テフラ以外の広域火山灰は、どの層準で何を確認したのか。未確認なら年代主張は仮説でないのか。

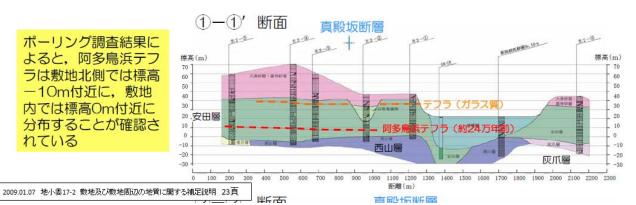
ボーリング調査結果

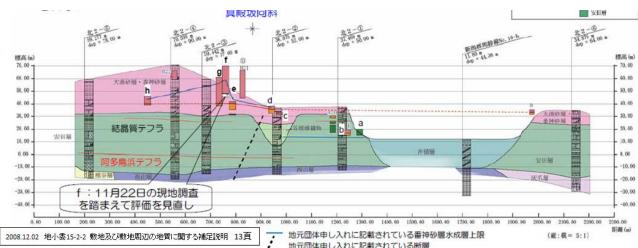
■ ボーリング調査の結果 によると, 褶曲構造を 呈する西山層及び椎谷 層を古安田層が不整合 に覆い、同層中に挟在 する阿多鳥浜テフラ等 の火山灰層が真殿坂向 斜を挟んでほぼ水平に 分布していることが確 認された。



敷地北側及び敷地内における阿多鳥浜テフラの分布標高

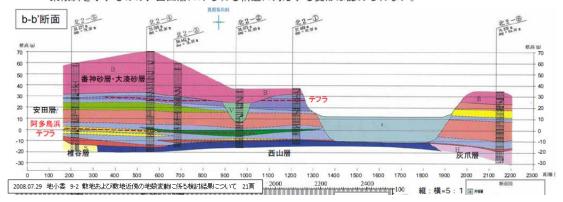
ボーリング調査結果に よると, 阿多鳥浜テフ ラは敷地北側では標高 -10m付近に,敷地 内では標高Om付近に 分布することが確認さ れている





敷地北側におけるボーリング調査

安田層の下部に阿多鳥浜テフラ(Ata-Th、約24万年前)が、真殿坂向斜を横断し、ほぼ水平に堆積し ていることが確認された。確認された範囲でのテフラの全体的な標高分布は、5/1,000程度の緩やか南 東傾斜を示すものの、西山層にみられる構造に対応する変形は認められない。



2014.03.18

東京電力の断層等調査計画に対する 規制委及び東京電力への質問

東京電力は、敷地内外で膨大なボーリング等の調査の計画を発表し、調査に着手した。この調査計画を規制委は承認したと新聞・テレビ・ラジオで宣伝されている。

調査計画の詳細は不明だが、これまで地域の回覧等で得た情報に基づき質問する。

具体的事項は、東電に対する質問とするが、規制委にも東電に対する質問事項(調査地点・調査目的)を了解 したのかを問う。

調査体制 事業者調査の構造問題に対する規制委への質問

最初に規制委に、事業者調査で十分なのか、少なくとも事業者の調査計画の不十分さをパブコメ等でチェックする必要がないのかを問う。

柏崎刈羽の経過を見るならば、今回の調査は寺尾のトレンチ調査にしても、西元寺十日市の丘陵と平野の境界部の調査も、事業者東電が問題ないと報告し、国もそれを追認してきた事項である。

今回規制委が、過去に誤った調査・判断をした事業者東電に、調査計画を作成させ、過去に誤った判断をした 国の関係者が、経産省原子力安全・保安院から規制庁・規制委に衣を替えただけで、相事業者の調査計画を妥当 と判断し、宣伝していることは、子供だましの茶番劇でしかないと考えざるを得ない。

始まった調査地点には、過去の東電主張を作成してきた、同一コンサルタントの名が示されている。

コンサルタントは発注者東電の意図(原発立地に支障はない・規制基準に則して運転再開可能)に従った屁理 屈を作成することになる危惧する。

Q:事業者東電の調査計画をパブコメ等でチェックする必要があると考えるがどうか。

現在の手法で問題ない(パブコメ不要)とするなら、パブコメに変わる、過去の失敗を繰り返さない有効な手法は何かを問う。

「過去になぜ不十分で、今回の調査に至ったのか」・「今回の調査が過去の失敗を繰り返さない十分な手法である」ことを、誰もが判る説明を求める。

断層は原発計画前から存在し、十分な調査と審査が行なわれてきたと繰り返し宣伝されてきたのだから。

以下 具体的に各調査地点のことを東電に問う。規制委には指摘事項を追加指示するのかを問う

1. 寺尾地点

寺尾地点のボーリング位置は北2-⑫から北に屈曲して、尾根部にボーリング地点が計画されている。 この計画に加えて、背斜構造を横断する方向で海岸まで延長すべきでないのか。規制委は2014.1.24の伝達 事項「北2-⑤よりもさらに西の区間及び背斜構造・向斜構造を含む区間について、既存ボーリングの間隔を補完 するように稠密群列ボーリング調査を計画すること」は後谷宮川背斜の西翼までの調査指示ではないのか。

Q1-1:規制委1.24の伝達事項は西への延長の指示でないのか。大湊海岸まで延長すべきでないのか。

Q1-2:後谷宮川背斜の軸部の認識位置を示し、計画が背斜構造全体を調査対象としていることを示せ。

2. 十日市·五日市地点

「古安田層と沖積層境界部付近の構造」の調査目的の西元寺・十日市調査の東端は北2-T9 で、「長嶺・高町背斜の活動生①」の調査目的の十日市・五日市調査の西端は Ik-1。この間は500mも離れている。

このルートでは、別山川の左岸の東十日市地区には標高15m程に安田層が分布し、住宅となっており、東十日市~五日市境界から東には標高35m程に古砂丘が分布している。

別山川左岸には標高15mと標高35mの段丘面の標高の相違が確認されるが、調査計画のIk-1~Ik-4はいずれも標高35mの段丘面でしかない。

十日市・五日市地点は長嶺背斜上ではない。地質構造的には、長嶺背斜の軸部は別山川右岸である。

地域の地殻構造運動の真相解明のために調査をするには、西元寺・十日市調査の東端は北2-T9 と五日市調査の西端は -Ik-1の間に複数のボーリングを実施する必要があると考える。そして、北2の西端から、 -Ik-1までを総合的に検討すべきだと考える。よって以下事項の質問をする。

Q2-1:十日市·五日市地点を長嶺·高町背斜とすることは誤りでないのか。誤りでないならその理由は何か。

3. 刈羽地点

調査計画位置は敷地内の Kw-1 から県道付近の Kw-11 までである。調査目的は長嶺・高町背斜の活動生② とされている。調査位置は長嶺・高町背斜の西翼であることは認めるが、長嶺・高町背斜の調査が目的ならば背斜全体を対象とすべきでないのか。よって以下事項の質問をする。

Q3-1:長嶺・高町背斜の位置をどのように認識しているのか。背斜の位置を示されたい。

Q3-2: 背斜の東翼までを調査しない理由は何か。

Q3-3:地殼変動を確認するなら、計画北部の古砂丘が地表に露出する地点までを対象とすべきでないのか。

4. 下髙町地点

調査計画位置は林道 (St-1) から JR 越後線付近の (St-6) までの 6 地点である。

調査地点決定の理由を調査目的(2.28公表)は長嶺・高町背斜の活動生③と説明しているが、調査地点は、以下の理由から、新砂丘しか存在しないのではないのかと危惧する。

下高町調査計画地点近傍では、湛水防除事業の荒浜放水路が計画地点の南で、北では刈羽村の水源井戸や水水源調査が行なわれている。以前に資料収集した記憶でしかないが、古文書に、「刈羽から海が見えた」との記録や、「正明寺集落が飛砂で避難し、避難先が水害のために原位置に戻った」や「寺院(金泉寺?)が正明寺から飛砂のため疎開した」の記録が残っていた。

また、二級河川神成川は調査計画地点の東側で不自然に屈曲している。また荒浜南部では旧河道を示唆する窪地が存在する。以上のことから、下髙町の調査計画地点は調査対象としては不適切であると考える。

計画位置は新砂丘が厚く堆積する地域で、洪積世の古砂丘や安田層(古安田層)を調査対象とするなら、 的外れの調査、アリバイ造りの調査になってしまうことを危惧する。過去に東京電力が寺泊野積の昭和初期 に大河津分水通水後の造成地を津波堆積物の調査をしたように。

東京電力は莫大な公的資金が注入されている実質破産企業で、的外れの調査を行なうべきでない。

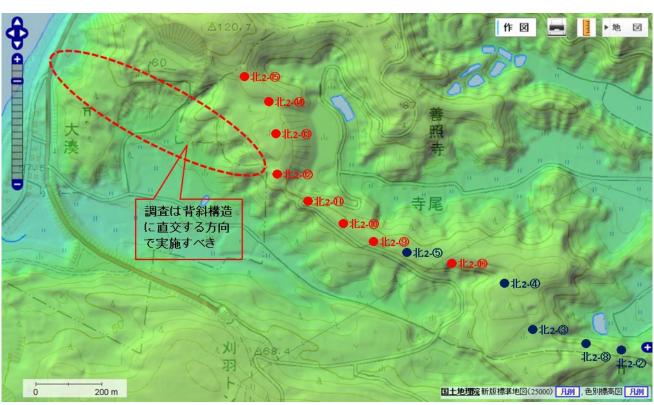
Q4-1:湛水防除事業荒浜放水路の調査記録や刈羽村の水道水源調査記録を踏まえた調査位置なのか。

Q4-2:下髙町ルートの調査地点は、長嶺・高町背斜の調査とされているが、前記古文書等の記述や神成川の屈曲や荒浜南部の地形を考慮した調査計画地点設定なのか。

Q4-3: 高町背斜の軸部は調査計画地点より東に位置すると認識するが、この調査計画で高町背斜の調査になるのか。

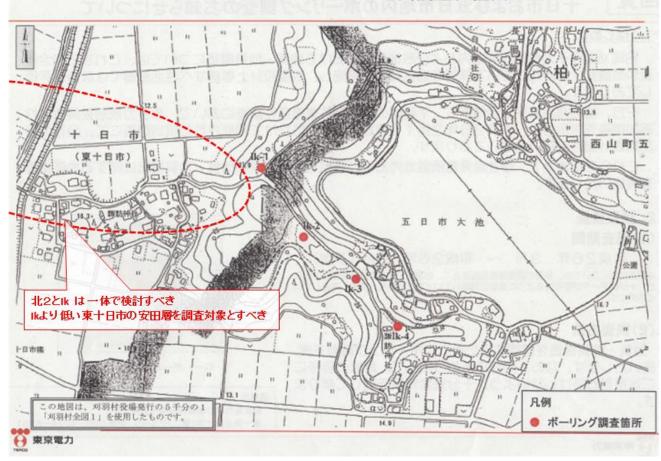
1. 寺尾地点

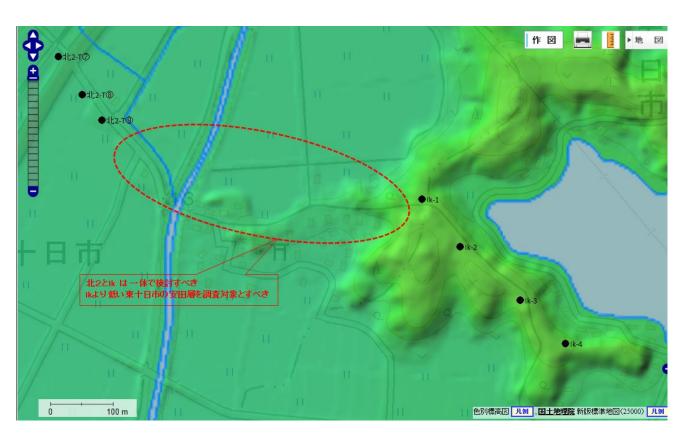




2. 十日市・五日市地点

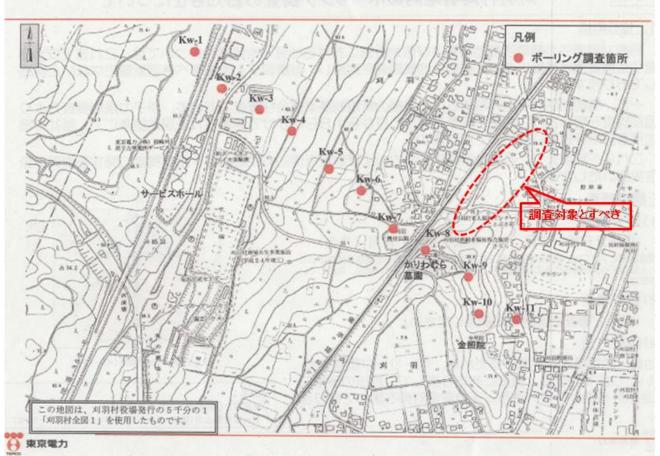
十日市および五日市地内の地質調査位置図





3. 刈羽地点

刈羽村刈羽地内の地質調査位置図





4. 下高町地点



